

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	第2回武蔵村山市市民協働推進会議
開 催 日 時	平成25年6月6日（木）午後6時 ～ 8時
開 催 場 所	中部地区会館401大集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：（委員）渡辺龍也、奥原せつ子、伊東理年、比留間英世、高橋茂明、北口良夫、本間由美子、比留間毅浩、山田行雄 （事務局）協働推進課長、協働推進課主査、協働推進課主事
報 告 事 項	報告事項 第1回武蔵村山市市民協働推進会議の会議録について
議 題	議題1 平成25年度の協働事業提案制度の事業計画及び市民協働推進会議の開催予定について 議題2 協働事業提案制度実施要綱について 議題3 協働事業提案制度募集要項について 議題4 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 平成25年度の協働事業提案制度の事業計画及び市民協働推進会議の開催予定について 「協働事業報告会」を「平成24年度協働事業報告会及び評価」に修正し、一次審査については事前に各委員が評価し、高得点の団体については審議しないこととする。 議題2 協働事業提案制度実施要綱について 各委員から出された意見を反映させ、後日各委員に確認し決定する。 議題3 協働事業提案制度募集要項について 各委員から出された意見を反映させ、後日各委員に確認し決定する。 議題4 その他 第3回会議は9月12日（木）午後6時から中部地区会館401大集会室で開催する。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発信者) □印：座 長 ○印：委 員 ●印：事務局	報告事項 第1回武蔵村山市市民協働推進会議の会議録について ● 第1回武蔵村山市市民協働推進会議の会議結果の報告の前に、本日、傍聴人が2名いるが、武蔵村山市市民協働推進会議の「会議の公開に関する運営要領」の第5条の規定に基づき、会議の開会前に座長の許可を受けているので報告する。第1回武蔵村山市市民協働推進会議の会議録については内容の確認をお願いする。修正等があれば6月12日（水）までに事務局まで連絡をいただきたい。連絡がない場合については、会議録の承認とみなしホームページ等で公開する。 議題1 平成25年度の協働事業提案制度の事業計画及び市民協働推進会議の開催予定について ● 資料1 平成25年度の協働事業提案制度の事業計画及び市民協働推進会議の開催予定については概ね平成24年度の協働事業提案制度の事業計画及び市民協働推進会議の開催予定と同様になっているが、第二次審査については例年2回の会議を開催し実施しているのに対し、

平成25年度は3回の会議を開催する予定としている。理由としては平成24年度に協働事業を提案した団体が5団体あり、5団体が継続して事業を実施することが見込まれている。また、新たに提案する団体も想定されることから3回の会議を開催することとした。

- 11月に委員の任期が満了となっているが、新たな委員はいつ公募するのか。
- 9月1日に市報及びホームページ等で公募したいと考えている。
- 委員の任期を教えてください。
- 11月の改選の際の任期は平成26年度に実施する協働事業の評価をもって満了と考えているので、平成25年11月から平成27年5月末の予定である。平成27年の改選以降は2年の任期でよいと思う。
- 設置要綱の内容については市民協働推進会議で協議しないのか。
- 第3回会議の開催予定は9月となっているため、設置要綱を協議する時間がない。
- 設置要綱の決定権はだれなのか。
- 市長である。
- 協議する時間がないのであれば、改正案をメール等で各委員に送付してもらいたい。
- 資料1は外部に公開する資料なのか。
- 協働事業提案制度募集要項に記載されている。
- 資料1の「協働事業報告会」を「平成24年度協働事業報告会及び評価」に修正してもらいたい。
- 二次審査は3回の会議で審査する予定だが、一次審査の書類選考は1回の会議で問題ないか。
- 提案団体が多数の場合は1団体毎、細かく審査すると時間がかかってしまう。
- 高得点の団体は審議せずに、ボーダーラインに近い団体のみ審議することにすれば、提案団体が多数でも1回の会議で問題ないのではないか。
- 一次審査は書類選考なので、事前に事務局が提案団体の書類を各委員に送付するとともに、各委員が事前に評価を行い事務局に評価シートを提出すれば、会議の際に評価点の集計をすることもないので、スムーズに審議ができると思う。
- 資料1については「協働事業報告会」を「平成24年度協働事業報告会及び評価」に修正し、一次審査については事前に各委員が評価し、高得点の団体については審議しないことでよいか。

-異議なし-

議題2 協働事業提案制度実施要綱について

- 単年度で終了する事業は本制度の趣旨とは異なることから、協働事業提案制度実施要綱第3条第3項の第4号に「二以上の年度の継続の可能性が認められる事業」追記した。また、協働型事業を提案する団体が担当課との事前調整をせずに、提案するケースが見受けられることから、第5条第4項に「担当課は前項の規定による協議終了後、生活環境部協働推進課長に意見書（第5号様式）を提出するものとする。」追記し、協働事業提案制度募集要項には担当課への事前調整の申し出期限も追記した。第5号様式については資料4のとおりである。第13条の修正については第6条の文言と合わせた内容となって

いる。第14条については事業の評価を通知する規定が定められていないことから資料5の協働事業評価通知書をもって通知することを追記した。

(第3条について)

- 「二以上の年度の継続の可能性」とあるが「可能性」だと1%の可能性も含まれることから「見込める」に修正してもらいたい。
- 第13条について各委員意見がなければ、「可能性」を「見込める」に修正し決定したいが、いかがか。

-異議なし-

(第5条について)

- 協働型事業のみ担当課から意見書を提出してもらうのか。
- 協働型事業のみである。
- 協働事業提案制度実施要綱では協働型事業のみと分かるが、協働事業提案制度募集要項では協働型事業なのか、団体育成型なのか分からない。
- 団体育成型事業であっても、行政と協働するケースがあるため、協働事業提案制度募集要項では協働型事業と限定していない。
- 団体育成型でも担当課から意見書を提出するのか。
- 団体育成型事業は意見書の提出は必要ないが、担当課への申し出はしてもらいたい。担当課がない場合には協働推進課に申し出てもらうようにしたい。
- 提案団体が担当課と調整する段階では、提案書が完成していない場合があると考えられるので、事業の内容が固まっていない状況で担当課に意見書を提出させるのは難しいのではないか。
- 意見書の提出については提案団体と担当課で調整した後、提案書を提出してもらいたい意図があるため、意見書の内容は提案団体との調整で感じたことを書いてもらう程度でよいと考えている。
- 意見書の扱いが協働事業提案制度実施要綱等に定めていないが、どのような扱いをするのか。
- 意見書は審査する上で活用していただきたいと考えているので、審査要領の中に規定したいと考えている。
- 協働事業提案制度募集要項には意見書が一切明記されていないが、提案団体が知らない書類が審査に活用されるとなると、よくないと思う。
- 担当課から意見書を提出してもらうことは、よいことだとは思いますが、提案団体と担当課が事前調整をしたかどうかを判断したいのであれば、第二次審査の際に担当課を会議に出席させ、担当課に対しても質問できる様にすればよいのではないか。
- 提案書を申請する段階でも提案団体及び担当課に対して、調整したのかを聞き取りすれば分かることであるため、規定しないこともよいと思う。
- 提案団体は担当課に事業を実施したい旨を申し出るだけでよいのか。協議まで必要であれば意見書を提出してもらった方がよい。
- 意見書という形式ではなく、事前協議結果報告書という形にして、担当課からは協議した上での課題と解決策のみの簡単な内容でよいのではないか。
- 例えば意見書の内容によい事業だと記載されていると、委員がよく

ない事業だと判断しても、提案団体と担当課が実施したい事業なので不採択するのが難しい。

- 提案書の提出期限が担当課への申し出期限から1週間程度しかないので、協働事業提案制度実施要綱に規定せず、任意様式という形にし、内容については前向きな意見がでるような項目に修正することでよいのではないかと思う。
- 第5条第4項を削除し、第5条第3項の最後の「課題等の解決を図るよう努める」を「課題等の解決を図るとともに、生活環境部協働推進課長に報告するものとする。」にしたらどうか。
- 第5条について意見書は任意様式で第5条第4項を削除することとし、第5条第3項の最後を「課題等の解決を図るとともに、生活環境部協働推進課長に報告するものとする。」に修正することでよいか。

-異議なし-

(第13条等について)

- 第13条第2項に「推進会議は、前項の規定による求めがあったときは」とあるが、第13条第1項には求めることが記載されていないとともに、「求めがあった」というのも文言もおかしいので、第13条第1項の「推進会議の意見を聴いた上で」を「推進会議の意見を求めた上で」に修正し、第13条第2項の「求めがあった」を「求めに従い」に修正していただきたい。
- 第13条第2項は第6条と合わせた文言になっているので、第6条についても同様に修正する。また「求めがあった」の修正については他の条項にもあるので、全て「求めに従い」に修正する。
- 第二次審査及び事業報告会には担当課も出席していただきたいので、第6条第3項及び第12条第4項に担当課を出席させることを記載してもらいたい。
- 第二次審査及び事業報告会の出席者に「関係者」とあるが、何を指しているのか。
- 事業を実施する上で、関わった団体等である。
- 協働事業提案制度実施要綱については各委員から出された意見を反映させたものを、各委員に後日確認し決定することでよいか。

- 異議なし -

議題3 協働事業提案制度募集要項について

- 平成25年度の協働事業提案制度募集要項は協働事業提案制度実施要綱に基づき作成したものである。本日、議題2で出された意見を反映させたものを7月1日に公表したい。
- 担当課への申し出期限が7月31日であり、提案書類の提出期限が8月16日になっているが、担当課へ申し出をしなくても提案書類を提出できてしまうので、5頁の5番の事業内容に「担当課への申し出後」などの文言を記載した方がよい。
- 11頁の協働事業提案制度フローチャートの実績報告とはなにか。
- 補助金の申請に対しての実績報告である。また、協働事業報告会は協働事業の申請に対しての報告である。
- 補助金の決定が4月下旬となっているが、補助金の交付決定前の経費も補助対象なのか。
- 4月1日以降に掛かった経費は補助対象である。

	<input type="checkbox"/> 他に意見はあるか。なければ、本日出された意見を反映させたものを各委員に後日確認し決定することでよいか。 -異議なし- 議題4 その他 <input type="checkbox"/> 第3回会議は9月12日(木)午後6時から中部地区会館401大集会室で開催する。
--	---

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： 2 人
-------------	---	----------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)
--------------	---

庶務担当課	生活環境部 協働推進課 (内線： 242)
-------	------------------------

(日本工業規格A列4番)